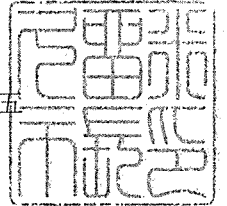


久留米市公告第33号

くるめクリーンパートナー活動標示板調査業務(南西部)について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき公告する。

令和8年1月23日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名: くるめクリーンパートナー活動標示板調査業務(南西部)
- (2) 履行場所: 久留米市内
- (3) 業務内容: 別紙「くるめクリーンパートナー活動標示板調査業務仕様書(南西部)」のとおり
- (4) 履行期間: 契約締結日翌日から令和8年3月31日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格: 1,031,644円(税抜) ※履行期間にかかる総額
- (6) 最低制限価格: なし
- (7) 支払条件: 一括払い ※前払い金: 無し 部分払い: 無し

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱(平成6年久留米市庁達第6号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税等(法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。)を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者(本店又は支店等)の所在地に応じ、次に掲げる地方税を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 国(公団等を含む。)及び地方公共団体(以下「官公署」という。)との過去の契約の実績を複数有すること。

3 契約条項を示す場所
事務局（10に記載）

4 入札方法

郵送入札とし、入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送または持参にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、オ～キの提出書類は提出しなくてよい。また、クは規則第7条に該当する場合は提出しなくてよい。

エは、複数の実績を入力すること。

オ、カは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（1）提出書類

ア 入札書（第1号様式）

イ 入札参加資格確認申請書（第2号様式）

ウ 参加資格に係る申立書（第3号様式）

エ 官公署業務実績調書（第4号様式）

オ 役員等調書及び照会承諾書（第5号様式）

カ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

キ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書

所在区分			税区分	納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税等に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税等に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税に滞納がない証明

ク 入札保証金納付領収書の写し又は6（1）に規定する金融機関の保証等

（2）提出期限

令和8年2月3日（火）17時必着

（3）提出先（宛先）

事務局（10に記載）

(4) 郵送方法

- ①内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ②内封筒には、提出書類のうち、アを入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ〜クを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④一般書留又は簡易書留いずれかで郵送する。

5 開札

- (1) 日時：令和8年2月4日（水） 10時30分
- (2) 場所：久留米市環境部庁舎 2階会議室（〒830-0042 久留米市荘島町 375 番地）
- (3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち会わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち会わせるものとする。
- (4) 1 者入札の取扱い
入札者が1 者であった場合においても、入札は有効とする。
- (5) 落札者の決定方法
予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2 者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。
- (6) 落札結果の通知
落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証を以って代えることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、10事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、または入札金額が判読できないとき。
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和8年1月29日（木）17時
- ② 受付場所：事務局（10に記載）
- ③ 質問の提出方法：
質問票（第6号様式）をFAX又はEメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。
- ④ 質問に対する回答：
令和8年1月30日（金）17時までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定の翌日から起算して6日以内に契約締結の手続を行うこと。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときには、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市環境部環境政策課

住所：〒830-0042 久留米市荘島町 375 番地

電話：0942-30-9146

FAX：0942-30-9715

Eメール：kansei@city.kurume.lg.jp